

入札説明書

令和4年7月4日付け呉市上下水道局公告第132号に基づく一般競争入札については、入札公告に定める事項その他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

1 契約者 呉市上下水道事業管理者 澤村 直樹

2 入札担当課

呉市財務部契約課（呉市役所7階）

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

電話（0823）25-3118 FAX（0823）32-6978

3 入札に付する事項

(1) 件名・需要場所

| | 件名 | 需要場所 |
|---|----------------|-------------------|
| ① | 宇和木ポンプ所電気需給 | 呉市倉橋町宇和木地内 |
| ② | 平原高区ポンプ所電気需給 | 呉市平原町26番地内 |
| ③ | 天応浄化センター電気需給 | 呉市天応大浜3丁目5番地の4 |
| ④ | 二河川ポンプ場電気需給 | 呉市宝町6番57号 |
| ⑤ | 川尻浄化センター電気需給 | 呉市川尻町小仁方1丁目5番1号 |
| ⑥ | 仁方ポンプ場電気需給 | 呉市仁方棧橋通1511番地の37 |
| ⑦ | 安浦浄化センター電気需給 | 呉市安浦町中央8丁目1番37号 |
| ⑧ | 安浦ポンプ場電気需給 | 呉市安浦町中央6丁目2番27号 |
| ⑨ | 川尻ポンプ場電気需給 | 呉市川尻町西5丁目11番8号 |
| ⑩ | 郷原ポンプ場電気需給 | 呉市郷原町字飛垣内1650番地の7 |
| ⑪ | 音戸北部浄化センター電気需給 | 呉市音戸町渡子1丁目10番106 |
| ⑫ | 浦尻ポンプ場電気需給 | 呉市安浦町内海南2丁目5番29号 |
| ⑬ | 吉浦ポンプ場電気需給 | 呉市吉浦新町1丁目7番1号 |
| ⑭ | 堺川ポンプ場電気需給 | 呉市中通2丁目10番地の1 |
| ⑮ | 堺川第2ポンプ場電気需給 | 呉市中通3丁目10番地の1 |
| ⑯ | 小坪ポンプ所電気需給 | 呉市広小坪1丁目地内 |
| ⑰ | 新町ポンプ場電気需給 | 呉市吉浦新町2丁目1番20号 |
| ⑱ | 倉橋中央浄化センター電気需給 | 呉市倉橋町字小和木5906番3 |
| ⑲ | 中央ポンプ場電気需給 | 呉市中央4丁目1番地の6 |
| ⑳ | 豊栄ポンプ場電気需給 | 呉市阿賀南3丁目20番地の1 |

| | | |
|---|------------|----------------|
| ② | 弥生ポンプ場電気需給 | 呉市広多賀谷1丁目3番25号 |
|---|------------|----------------|

- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 供給期間 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

4 入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程（平成15年呉市訓令第7号）第8条に規定する有資格業者名簿の登録において品目・業種分類「電力供給」に登録していること。
- (3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 呉市税の滞納がないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができる者であること。
- (7) 過去に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第34条第4項の規定に基づく事業者名の公表を受けていないこと。
- (8) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

5 入札書の記載

- (1) 各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠（消費税及び地方消費税に相当する額10パーセントを含んだ単価を用いること。）とし、本市が提示する予定契約電力及び契約期間中の予定使用電力量に基づき計算した総価によること。なお、落札の決定に当たっては、当該総価の110分の100に相当する金額にて行うので、当該総価の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (2) 入札金額の算出基礎として、基本料金単価及び電力量料金単価を明示した入札内訳書を添付すること。
- (3) 燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は入札においては加算しない。
- (4) 入札書の日付は、提出日を記入すること。

6 仕様書の一部変更・修正

令和4年7月15日（金）までに、仕様書等の一部変更・修正について呉市契約課ホームページ上に掲載することがある。

7 入札の方法

(1) 入札は、入札書及び入札内訳書を提出先に直接持参するか、郵送する場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により行う。

ア 持参の場合の提出先・期間

提出先：呉市中央4丁目1番6号 呉市役所7階 契約課

期 間：令和4年8月1日（月）9時から正午まで

イ 郵送の場合の送付先・期間

送付先：〒737-8799

呉郵便局留 呉市役所契約課

期 間：令和4年7月22日（金）から

令和4年8月1日（月）正午まで（必着）

なお、郵便事情により通常の期間に届かない場合もあるため、期日に余裕を持って送付すること。

(2) 提出に当たっては二重に封入することとし、内封筒に入札書及び入札内訳書を入れ、封かん、封印し、当該封筒の表側に入札件名、開札日、入札参加者の所在地、名称のほか入札書在中の旨を朱記し、外封筒については、封かんの上、入札書在中の旨を朱記するものとする（「封筒記入例」を参照のこと）。なお、本公告に係る複数の入札に参加する場合、1つの外封筒に複数の内封筒を入れても差し支えない。

8 開札日時及び場所

令和4年8月2日（火）13時30分 呉市役所7階 入札室

9 開札の立会

(1) 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは開札参加届を持参し、開札時間までに会場の係員に提出しなければならない。

(2) 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

10 入札の無効

呉市入札心得第2項の規定により無効となる場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 公告で示した入札書等の提出期限を過ぎて提出された入札

(2) 封筒に所定の記載若しくは封印がなく、又は誤った記載がなされた入札

(3) 記名押印に係る商号等名称、代表者の職・氏名、所在地、使用印鑑等が呉市入札参加資格

の認定に係るものと異なり、意思表示が不明瞭である入札

- (4) 必要な記載事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載金額と入札内訳書の金額が異なる入札
- (6) その他入札に際して不正な行為があった者の入札

1 1 落札候補者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札等に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これにかえて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

1 2 入札参加資格の審査

- (1) 第一落札候補者は、別途指示する日時までに、入札参加資格確認申請書を提出又はFAX（番号；0823-32-6978）すること。
- (2) 入札参加資格確認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - ア 入札参加資格審査調書
 - イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができる者であることを証する書類の写し
- (3) 入札参加資格の有無について確認をした結果、第一落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、当該落札候補者の行った入札を無効とし、次順位者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者が提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格審査のために必要な指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

1 3 契約の締結

- (1) 契約条項は別紙契約書（案）のとおりとする。
- (2) 契約締結日は、落札者が落札決定の連絡を受けた日から7日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内の日付とする。
- (3) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

1 4 その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における書類の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合、期限までに入札参加確認申請書を提出しない場合においては、呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく措置を講ずることがある。

- (5) 入札参加者は、入札についての注意事項を熟読し、これを遵守すること。
- (6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の削減又は削除があった場合には、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (7) 契約保証金は免除する。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (9) 入札参加者は、地方自治法、政令、呉市契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (10) 入札手続について、不明な点は下記に問い合わせること。

呉市財務部契約課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所7階

電話 (0823) 25-3118 FAX (0823) 32-6978

e-mail : keiyaku@city.kure.lg.jp